

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの （略）

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 第2種サービスの細目に係る料金の適用等	(略)
(2) <u>直流電源対応装置を利用する場合の基本額の加算料の適用</u>	<u>直流電源対応装置を利用する場合の加算料は、第2種契約者（メニュー1であって利用回線に係る電気通信サービスが次に掲げるものに係る第2種サービスの契約者に限ります。）の請求により、直流電源対応装置（その装置に接続される直流電源から供給される電気を、利用回線に係る回線終端装置及び当社が別に定める端末設備に供給することができるものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合に適用します。</u> (1) <u>I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5－1のプラン3－1又はプラン4－1の I P 通信網サービス</u> (2) <u>I P 通信網サービス契約約款に規定するメニュー5－2のグレード1－1の I P 通信網サービス</u>
(2)の2 ～ （略）	(略)
(5)	

2 料金額

2－1 基本額

(1) 基本料 （略）

(2) 直流電源対応装置を利用する場合の加算料

月額

区 分	単 位	料 金 額
<u>直流電源対応装置加算料</u>	<u>1 装置ごとに</u>	300 円 (税込価格 330 円)

新

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金

第1 第1種サービスに係るもの （略）

第2 第2種サービスに係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) 第2種サービスの細目に係る料金の適用等	(略)
(2) 削除	削除
(2)の2 ～ （略）	(略)
(5)	

2 料金額

2－1 基本額

(1) 基本料 （略）

(2) 削除

新旧対照

旧

第2表 工事に関する費用
第1 工事費
1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、 <u>直流電源対応装置工事費</u> 、 <u>配線経路構築工事費</u> 、 <u>配線保護工事費</u> 、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事費、機器工事費、 <u>直流電源対応装置工事</u> 、 <u>回線終端装置工事</u> 及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が 29,000 円(税込価格 31,900 円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円(税込価格 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込価格 31,900 円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ （略）								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、 <u>直流電源対応装置工事費</u> 、 <u>配線経路構築工事費</u> 及び <u>配線保護工事費</u> の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、 <u>直流電源対応装置工事費</u> 、 <u>配線経路構築工事費</u> 及び <u>配線保護工事費</u> は次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ <u>直流電源対応装置工事費</u></td><td><u>直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。</u></td></tr><tr><td>ウ～カ</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ <u>直流電源対応装置工事費</u>	<u>直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。</u>	ウ～カ	(略)
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	(略)								
イ <u>直流電源対応装置工事費</u>	<u>直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。</u>								
ウ～カ	(略)								
(4)～(9)	(略)								

新

第2表 工事に関する費用
第1 工事費
1 適用

区 分	内 容								
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、 <u>配線経路構築工事費</u> 、 <u>配線保護工事費</u> 、時刻指定工事費、工事の着手等に関する工事費及び契約申込の承諾の日等に行う工事費を合計して算定します。								
(2) 基本工事費の適用	ア 基本工事費について、回線終端装置工事費、機器工事費、回線終端装置工事及び工事の着手等に関する工事費（工事の結果の報告に係るものに限ります。）に関する工事費の額の合計額が 29,000 円(税込価格 31,900 円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円(税込価格 31,900 円)を超える場合は 29,000 円(税込価格 31,900 円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ （略）								
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、 <u>配線経路構築工事費</u> 及び <u>配線保護工事費</u> の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費、機器工事費、 <u>配線経路構築工事費</u> 及び <u>配線保護工事費</u> は次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ 削除</td><td>削除</td></tr><tr><td>ウ～カ</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 削除	削除	ウ～カ	(略)
区 分	交換機等工事費等の適用								
ア 交換機等工事費	(略)								
イ 削除	削除								
ウ～カ	(略)								
(4)～(9)	(略)								

新旧対照

旧

2 工事費の額

2-1 第1種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加若しくは変更、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費 (略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費 (略)	(略)	(略)
(3) 直流電源対応装置工事費	1の工事ごとに	1,500 円 (税込価格 1,650 円)
(4) ~ (略)	(略)	(略)
(7)		

新

2 工事費の額

2-1 第1種サービス若しくは第4種サービスの契約者回線の設置若しくは移転、第2種サービス若しくは第4種サービスの利用の開始若しくは利用回線の変更、品目若しくは細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更、チャンネル数の増加、契約者回線番号の増加若しくは変更、契約者回線番号非通知の扱いの変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費 (略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費 (略)	(略)	(略)
(3) 削除		
(4) ~ (略)	(略)	(略)
(7)		

附 則 (令和7年3月28日東経営第000200000543号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和7年4月1日から実施します。
(サービスの終了)

2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している直流電源対応装置の提供を終了することとします。
(経過措置)

3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

特定地域向け I P 通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金

第1 光回線電話に係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (4)	(略)
(5) <u>直流電源対応装置を利用する場合の基本額の加算料の適用</u>	<u>直流電源対応装置を利用する場合の加算料は、契約者の請求により、直流電源対応装置（その装置に接続される直流電源から供給される電気を、契約者回線に係る回線終端装置及び当社が別に定める端末設備に供給することができるものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合に適用します。</u>
(6) ～ (略) (8)	(略)

2 料金額

2-1 基本額

(1) 基本料 (略)

(2) 直流電源対応装置を利用する場合の加算料

月額

区 分	単 位	料 金 額
<u>直流電源対応装置加算料</u>	<u>1 装置ごとに</u>	<u>300 円</u> (税込価格 330 円)

新

第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。）

第1類 基本料金

第1 光回線電話に係るもの

1 適用

区 分	内 容
(1) ～ (略) (4)	(略)
(5) <u>削除</u>	<u>削除</u>
(6) ～ (略) (8)	(略)

2 料金額

2-1 基本額

(1) 基本料 (略)

(2) 削除

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費、 <u>回線終端装置工事費及び直流電源対応装置工事費</u> を合計して算出します。

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事費、施工した工事に係る交換機等工事費 <u>及び回線終端装置工事費</u> を合計して算出します。

新旧対照

旧		新															
(2) 基本工事費の適用	ア 回線終端装置工費及び直流電源対応装置工事に関する工事費の額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は 29,000 円(税込価格 31,900 円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)	(2) 基本工事費の適用	ア 回線終端装置工費に関する工事費の額が 29,000 円（税込価格 31,900 円）までの場合は基本額のみを適用し、29,000 円（税込価格 31,900 円）を超える場合は 29,000 円(税込価格 31,900 円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)														
(3) 交換機等工事費、回線終端装置工事費及び直流電源対応装置工事費の適用	交換機等工事費、回線終端装置工事費及び直流電源対応装置工事は次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ 回線終端装置工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>ウ 直流電源対応装置工事費</td><td>直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。</td></tr></table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)	ウ 直流電源対応装置工事費	直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。	(3) 交換機等工事費及び回線終端装置工事費の適用	交換機等工事費及び回線終端装置工事費は次の場合に適用します。 <table><tr><th>区 分</th><th>交換機等工事費等の適用</th></tr><tr><td>ア 交換機等工事費</td><td>(略)</td></tr><tr><td>イ 回線終端装置工事費</td><td>(略)</td></tr></table>	区 分	交換機等工事費等の適用	ア 交換機等工事費	(略)	イ 回線終端装置工事費	(略)
区 分	交換機等工事費等の適用																
ア 交換機等工事費	(略)																
イ 回線終端装置工事費	(略)																
ウ 直流電源対応装置工事費	直流電源対応装置の工事を要する場合に適用します。																
区 分	交換機等工事費等の適用																
ア 交換機等工事費	(略)																
イ 回線終端装置工事費	(略)																
(4) ~ (略) (7)	(略)	(4) ~ (略) (7)	(略)														

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置若しくは移転、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費 (略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費 (略)	(略)	(略)
(3) 回線終端装置工事費		(略)
(4) 直流電源対応装置工事費	1 の工事ごとに	1,500 円 (税込価格 1,650 円)

2 工事費の額

2-1 契約者回線の設置若しくは移転、付加機能の利用の開始若しくは変更又はその他契約内容の変更に関する工事

区 分	単 位	工事費の額
(1) 基本工事費 (略)	(略)	(略)
(2) 交換機等工事費 (略)	(略)	(略)
(3) 回線終端装置工事費		(略)

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 3 月 28 日東経営第 000200000543 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。 （サービスの終了） 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している直流電 源対応装置の提供を終了することとします。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの 料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正
新旧対照

旧	新																
料金表 第1表 料金 1 適用 (略) 2 機器利用料 2-1 第1種サービスに係るもの (略) 2-2 第2種サービスに係るもの (1) (4)以外のものであってメニュー1に係るもの 1 装置ごとに月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1に係るもの</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>タイプ2に係るもの</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>電池ケース</td><td>200円 (税込価格 220円)</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 ～ (略) 6 7 当社は、電池ケースについては、第2種契約者が直流電源対応装置を利用する場合に限り提供します。	区 分	料 金 額	タイプ1に係るもの	(略)	タイプ2に係るもの	(略)	電池ケース	200円 (税込価格 220円)	料金表 第1表 料金 1 適用 (略) 2 機器利用料 2-1 第1種サービスに係るもの (略) 2-2 第2種サービスに係るもの (1) (4)以外のものであってメニュー1に係るもの 1 装置ごとに月額 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>料 金 額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイプ1に係るもの</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>タイプ2に係るもの</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> 備考 1 ～ (略) 6	区 分	料 金 額	タイプ1に係るもの	(略)	タイプ2に係るもの	(略)		
区 分	料 金 額																
タイプ1に係るもの	(略)																
タイプ2に係るもの	(略)																
電池ケース	200円 (税込価格 220円)																
区 分	料 金 額																
タイプ1に係るもの	(略)																
タイプ2に係るもの	(略)																
第2表 工事に関する費用 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td><td> ア 機器工事及び直流電源対応装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円 (税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円 (税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略) </td></tr> <tr> <td>(3) ～ (略) (6)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	(略)	(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事及び直流電源対応装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円 (税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円 (税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)	(3) ～ (略) (6)	(略)	第2表 工事に関する費用 1 適用 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 工事費の算定</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) 基本工事費の適用</td><td> ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円 (税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円 (税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略) </td></tr> <tr> <td>(3) ～ (略) (6)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	(1) 工事費の算定	(略)	(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円 (税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円 (税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)	(3) ～ (略) (6)	(略)
区 分	内 容																
(1) 工事費の算定	(略)																
(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事及び直流電源対応装置工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円 (税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円 (税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)																
(3) ～ (略) (6)	(略)																
区 分	内 容																
(1) 工事費の算定	(略)																
(2) 基本工事費の適用	ア 機器工事に関する工事費の額の合計額が29,000円(税込価格 31,900円)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円 (税込価格 31,900円)を超える場合は29,000円 (税込価格 31,900円)までごとに加算額を計算し、基本額にその額を加算して適用します。 イ (略)																
(3) ～ (略) (6)	(略)																

新旧対照

旧	新
	附 則（令和 7 年 3 月 28 日東経営第 000200000543 号） （実施期日） 1 この改正規定は、令和 7 年 4 月 1 日から実施します。 （サービスの終了） 2 当社は、この改正規定実施の日において、改正前の規定により提供している電池ケースの提供を終了することとします。 （経過措置） 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。